

平成20年7月1日施行

平成23年6月30日改正

## 外国人向け協会国際衛星放送の業務の委託に関する基準

### (適用範囲)

第1条 この基準は、放送法（昭和25年法律第132号）第21条の規定に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）が、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の一部を、同条に規定する子会社（以下「国際放送子会社」という。）に委託する場合について適用する。

### (業務の委託の要件)

第2条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の一部を国際放送子会社に委託する場合には、放送番組の編集に関する自主性を堅持するとともに協会の公共放送としての目的達成に支障を来さないものとする。

2 協会が国際放送子会社に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、委託することによりテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の円滑な遂行に資するものでなければならない。

### (契約の方法)

第3条 業務の委託の契約は、当該委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定その他必要な事項を記載した契約書により締結しなければならない。

### (契約金額)

第4条 契約金額は、当該委託業務の実施に要すると認められる金額とする。

2 前項の契約金額は、当該委託業務の内容に照らし社会的に公正かつ妥当なものでなければならない。

3 契約金額の算定方法についての具体要領は別に定める。

(契約金額の支払方法)

第5条 協会は、当該委託業務が完了し必要な検査を終えたのち、国際放送子会社に契約金額を支払うものとする。

2 協会は、必要に応じ契約金額の一部又は全部について前金払又は概算払をすることができるものとする。

(再委託)

第6条 協会は、協会がその必要を認めて承認した場合に限り、国際放送子会社に当該委託業務の一部を他の第三者に再委託させることができるものとする。

(委託業務の管理)

第7条 協会は、必要に応じ国際放送子会社から当該委託業務の進行状況等を報告させ、又は必要な指示を与える等委託業務の実施管理上必要な措置を講ずるものとする。

(成果等の発表又は公開)

第8条 協会は、国際放送子会社が当該委託業務の内容及び成果等について発表又は公開しようとする場合は、国際放送子会社に事前に協会の承認を受けさせるものとする。

(著作権等の取扱い)

第9条 協会の委託により制作された番組の放送権の範囲については、協会と国際放送子会社が協議により定めるものとする。

2 国際放送子会社が当該委託業務を実施することにより生じた放送権以外の著作権及び著作隣接権の取扱いについては、協会と国際放送子会社が協議により定めるものとする。

(発明考案等の取扱い)

第10条 協会は、国際放送子会社が当該委託業務を実施することにより創生した工業所有権に係る発明考案等を出願しようとするときは、事前に協会に通知させるものとする。

2 協会は、前項において必要があるときは、国際放送子会社と共同で出願できるものとする。

(財産の所有権等の取扱い)

第11条 国際放送子会社が業務の委託の契約に基づいて製作又は取得した財産の所有権その他の権利（第9条第1項及び第2項に定めるものを除く。）は、一般に妥当と認められる取引慣行に基づき国際放送子会社に帰属するもの、及び協会が指定するものを除き、協会に帰属するものとする。

附則

この基準は、平成20年7月1日から適用する。